

植民地朝鮮における「内地人」教員の多様性： 招聘 教員と朝鮮で養成された教員の特徴とその関係

山下, 達也
九州大学大学院人間環境学府

<https://hdl.handle.net/2324/14675>

出版情報：日本の教育史学. 50, pp.97-109, 2007-10-01. Japan Society for the Study of Education
バージョン：
権利関係：



植民地朝鮮における「内地人」教員の多様性

—招聘教員と朝鮮で養成された教員の特徴とその関係—

山下 達也 (九州大学大学院)

はじめに

本稿は、植民地朝鮮における初等学校の「内地人」教員に着目し、その内部の多様性を明らかにするものである。

朝鮮において「内地人」児童の教育を担った初等学校の教員はすべて「内地人」であったが、朝鮮人児童の教育を担った初等学校には「内地人」教員と朝鮮人教員が混在しており、『朝鮮諸学校一覧』(1912～1938年度版)によると、普通学校が小学校と名称を変える1938年までの「内地人」教員と朝鮮人教員の割合はおよそ3対7である。また、併合当初、初等学校の校長に据えられたのは「内地人」のみであり、朝鮮人校長の登用が開始された1919年以降も「内地人」が校長を務める学校が多い¹⁾。すなわち、朝鮮人児童の教育を担った初等学校における「内地人」教員は、朝鮮人教員に比して少数でありながら学校の首脳として重要視された存在であったといえる。このように位置づけられる「内地人」教員は、日本の朝鮮における植民地教育政策を論ずるうえで見落とすべからざる存在であり、本稿が「内地人」教員に着眼する理由もこうした点にある。

これまで「内地人」教員に関しては、その出自や人事、教育活動、また、朝鮮語学習やその奨励の実態、変遷等が検討、解明されてきた²⁾。こうした先行研究の成果は、「内地人」教員の実態に迫る上で示唆に富むものであることはいうまでもないが、ここで筆者が問題としたいのは、朝鮮で教員となった「内地人」が、「内地人」教員というひとつのカテゴリーのみで捉えられ、内部の多様性が見落とされがちな点である。敷衍すれば、「内地人」教員といってもその内部には、朝鮮で養成された「内地人」教員と「内地」から招聘された教員、朝鮮の師範学校の頂点であった京城師範学校卒業者とその他の師範学校卒業者、在朝「内地人」一世と二世、あるいは三世、性別などの相違が存在し、彼／彼女らを「内地人」教員と概括するのみではその実態を把握し得ないと考えられる。いうまでもなく、植民者たる「内地人」として特定の位置づけや役割が存在したことも看過すべきではないが、同時に、その内部の多様性も「内地人」教員の実相を精緻に捉えるうえで明らかにされる必要がある。

さらに、初等学校の首脳として如何なる「内地人」教員が必要とされ、実際には彼／彼女らがどのような特徴を有した人々によって構成されていたかということからは、朝鮮総督府による教員の養成・採用方針に内在した植民地教育政策としてのねらいとその実態を読みとることができる。すなわち、「内地人」教員の多様性を追究することは、日本の朝鮮における教育を通じた植民地経営のあり方を検討するうえで不可欠な作業となる。

そこで本稿では、「内地人」教員という集団内部の多様性を明らかにすることを目的とした研究の一環として、朝鮮で養成された「内地人」教員と「内地」からの招聘教員それぞれの特徴と関係について検討する。いずれも「内地人」教員でありながら、前者は朝鮮で養成され、後者は「内地」で養成されている。朝鮮の教員養成体制、なかんずく師範学校制度が「内地」のそれを基に構築されたとはいえ、入学資格や教育課程を異にしており、両者は明らかに異質な養成プロセ

スを経ている。朝鮮で養成された「内地人」教員と「内地」からの招聘教員それぞれの特徴を明らかにするにあたっては、こうした相違を軽視することができない。そこで、本稿では学校就任後よりもむしろ、それぞれの特徴を窺い得る養成段階に主眼を置き、両者の特徴と関係について論じたい。

なお、朝鮮人児童を対象とした初等学校は、1937年度までは普通学校、1938～1940年度までは小学校、1941～1945年度は国民学校（「内地人」児童を対象とした小学校についても同様）と称すべきであるが、研究対象時期がまたがっているため、本稿では、基本的にこれらを初等学校とし、必要に応じては3つの呼称を使用することとする。

1. 朝鮮における「内地人」教員の養成

植民地朝鮮における教員の養成は当初、独立した教員養成機関ではなく、朝鮮総督府中学校附属臨時小学校教員養成所、京城高等普通学校附設臨時教員養成所、官立高等普通学校の師範科、教員速成科、官立女子高等普通学校の師範科といった附属機関および学科において行なわれた。このうち、「内地人」教員の養成が行なわれたのは、朝鮮総督府中学校附属臨時小学校教員養成所（小学校教員の養成）と京城高等普通学校附設臨時教員養成所第二部（普通学校教員の養成）においてであり、朝鮮人教員の養成とは分離したかたちで行なわれた。こうした朝鮮における教員養成体制は、1922年の「朝鮮教育令」で師範学校における教員養成が規定されたことによって大きく変化した。爾来、朝鮮各道には師範学校が順次設立され、「内地人」教員の養成と朝鮮人教員の養成が同じ場で行なわれるようになった。すなわち、朝鮮における教員の養成は、師範学校の設立を契機に、「内地人」教員と朝鮮人教員の分離養成から「内鮮共学」での養成へと転換したのである。しかし、「内鮮共学」とはいうものの、京城師範学校の生徒の大多数は「内地人」であり、その他の師範学校の生徒の大多数は朝鮮人であった。京城師範学校の1943年度までの入学者についてみると、演習科は2,870名中2,269名（約79.1%）が「内地人」生徒、601名（約20.9%）が朝鮮人生徒であり、普通科は2,118名中1,612名（約76.1%）が「内地人」生徒、506名（約23.9%）が朝鮮人生徒である³⁾。一方、その他の師範学校、例えば、大邱師範学校の場合、尋常科の卒業生全1,025名のうち、「内地人」生徒は98名（9.6%）であり、全体の一割にも満たない⁴⁾。多少の差はあるが、大邱師範以外の師範学校も生徒の大多数は朝鮮人で、「内地人」生徒は少数という生徒構成は同様である。すなわち、京城師範学校がおもに「内地人」教員の養成を、その他の各道師範学校が朝鮮人教員の養成を担っていたといえる。ただ、「内地人」と朝鮮人の割合がアンバランスではあったものの、そこに両者が存在していたことは事実であり、師範学校が「内鮮共学」であったことは否めない。しかし、以上のような生徒構成からも明らかなように、それは不均衡な「内鮮共学」であった。

また、こうした「内鮮共学」のもとで養成される教員には、「半島第二国民」である朝鮮人児童の教育を担う強い使命感と覚悟が必要とされていたことが、1939年の『朝鮮教育の概観』から窺える。

己れの身を教育に於て皇国に捧げるの覚悟を堅持し、半島第二国民を真の皇国臣民に鍊成することに誇と信念と愉悅を持たねばならぬ。……（中略）……教育者は教育と言ふ国家機能に於ける具現化に外ならないのであつて、朝鮮の特殊事情から此の国家機能が生々と発現すればする程朝鮮に於ける教育者の活動は、国家が国民を教育するその火花となつて散るの覚悟が必要である。⁵⁾

この時期は毎年朝鮮各地に官立の師範学校が設立されており、そこで行なわれる「内地人」教員の養成は、こうした朝鮮総督府が明示する教育者の使命や覚悟と密接にかかわっていた。つまり、朝鮮で養成された「内地人」教員は、植民地である朝鮮で教員となることを前提とし、養成の段階からそのための教育を受けていたのである。そのひとつに挙げられるのが朝鮮語の学習である。この時期の師範学校における朝鮮語の学習に関しては、1938年改定の「師範学校規程」第13条により、以下のとおり規定されている。

朝鮮語ハ普通ノ言語、文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ兼ネテ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス

朝鮮語ハ普通ノ朝鮮文ヲ講読セシメ実用簡易ナル朝鮮文ヲ作ラシメ又朝鮮語文法ノ大要ヲ授クルコトヲ得

朝鮮語ヲ授クルニハ成ルベク日常ノ生活ニ関連セシメ常ニ国語ト連絡ヲ保チ皇国臣民タルノ信念ヲ涵養センコトヲ力ムルヲ要ス⁶⁾

実際に京城師範学校で朝鮮語を学び、卒業後、朝鮮人児童教育に携わった宮下武は、「卒業後各地に赴任し、特に普通学校に勤務して痛切に感じたのは、朝鮮語を必修したことだ。児童は勿論、その父兄母姉たちとの意志の疎通ができたことは、教育上いかに大きな効果があったか計り知れないものがある」⁷⁾と述懐しており、朝鮮人児童のみならず、その保護者との意思疎通が可能になるという点が、朝鮮語を使用できることの利点として認識されていたことがわかる。しかし、師範学校における朝鮮語の授業時数は漸次減少し、1943年には廃止されている。以降、朝鮮語を学んでいない師範学校の「内地人」生徒が臨時的に教壇に立ったことも考えられるため、師範学校で朝鮮語を学ばなかった「内地人」教員は皆無とはいえないが、朝鮮で養成された「内地人」教員は、そのほとんどが養成の段階で朝鮮語を学習した者であったといえる。

さらに、朝鮮の師範学校において使用される教科書については、「師範学校規程」第70条に、「師範学校ノ教科書ハ朝鮮総督府又ハ文部大臣ノ検定ヲ経タル師範学校、中学校又ハ高等女学校ノ教科書ニ就キ朝鮮総督ノ認可ヲ受ケ学校長之ヲ定ム但シ特別ノ事情アルトキハ学校長ハ朝鮮総督ノ認可ヲ受ケ一時他ノ教科書ヲ使用セシムルコトヲ得」⁸⁾とあるが、そのあとに、「朝鮮総督府ニ於テ編纂シタル師範学校教科書アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス之ヲ使用セシムヘシ」⁹⁾とある。すなわち、総督府によって教科書が編纂されると、その教科書の使用が優先されたのである。例えば、1926年の『師範学校修身書』の編纂は総督府によって行なわれている。その内容について見ると、全体的に朝鮮と「内地」との文化的差異を指摘、紹介する形式で記されており、「国家」や「政治」といった課においては、以下のように、日本による朝鮮植民地化に関する記述や、「共存共栄」の文言がみられる。

明治の御代に至り、朝鮮と台湾とが版図となつた結果、約千七百万の朝鮮民族と、三百万の支那民族とは、在来の大和民族と共に日本国民として融合連携し、共存共栄の道に尽くすこととなつた。我等現在の国民はよくこれ等の事情を究め、祖先の成跡を理想として、精神的にも肉体的にもよく同胞一体の美を発揮して、一は我等の祖先の歴史を顕かにし、一は我等同胞の共存共栄の道を辿るやう努力せねばならぬ¹⁰⁾

こうした師範学校の教科書については、「不取敢修身教科書を編纂し之が完成の上は漸次他の必要なる教科書の編纂に着手する方針」¹¹⁾で進められ、編纂後は上記規程により、その使用が優先されたのである。したがって、朝鮮で養成された「内地人」教員は、総督府編纂の教科書、すなわち、その教育方針や理念が反映された教科書を使用して養成されたのである。

以上のように、朝鮮において養成された「内地人」教員には、養成される段階ですでに、朝鮮

において教員になるという明確なビジョンがあり、その使命感や覚悟、資質の体得が養成の段階から図られたといえる。朝鮮で養成された「内地人」教員は、朝鮮人児童教育の円滑化に資するツールとして朝鮮語を学んだり、総督府編纂の教科書を使用して養成されていたことがその証左である。

2. 招聘教員の養成

1910年以降、朝鮮の初等学校は増加の一途を辿り、朝鮮の教員養成体制ではそれに伴う教員需要の高まりに応じえず、「内地」からの教員招聘が行なわれていた。教員の招聘は朝鮮に師範学校体制が築かれた後も続けられており、特に、南次郎総督期（1936.8.5～1942.5.29）には、官立師範学校が新たに7校増設されるとともに、「毎年内地より約六百名の教員を招聘補充する」¹²⁾とされ、総督府の名で「内地」に向けて教員募集が呼びかけられた。以下の引用は、1940年11月、『帝国教育』に掲載された「朝鮮に於ける小学校教員の募集」の中の記述である。

新しい同胞の薫化教導に当りては倦まず撓まざる「ねばり」を必要とする。教導に熱心であればそれ丈落胆するやうなことも、一再に止まらないのであろう。然し苟も手にかけた対象は皇国臣民に仕上げねば已まない決心が必要なのである。既に昭和十三年来右のやうな方針と趣旨とを体して朝鮮統治の健実なる進展に率先寄与せんとする熱烈なる教育の士多数を斯土に迎へて夙夜傾倒精進して貰つて居る……（中略）……如上の趣旨を理解せられ「斯道」の行者たらんとするの士は振つて渡鮮して頂き度いと思ひ左の如き要項に依り内地一般より募集する次第である。¹³⁾

この時期、朝鮮にはすでに10校の官立師範学校が設立されているにもかかわらず、「朝鮮統治の健実なる進展に率先寄与せんとする熱烈なる教育の士多数」を「内地」から招聘しなければならなかったのである。

こうした「内地」からの教員招聘は、植民地期を通じて行なわれた事業であった¹⁴⁾。招聘の規模や遂行状況は時期によって異なつたであろうが、いずれにせよ招聘教員が教員として養成される場が「内地」であつたことはいうまでもない。総督府による教員募集要項によると、「内地人」が朝鮮へ渡り、教員になろうとする際、小学校教員免許状を有することが必要とされていた。すなわち、朝鮮で教員になろうとする者は、例外を除き、「内地」で養成された小学校教員であつた。現職の小学校教員以外の者が応募する場合は、「職業紹介所を経て応募することを得但し其の場合は上掲の書類（履歴書、教員免許状写、身体検査書、戸籍抄本、身上調査書—山下註）の外に相当官公署の身元証明書並に小学校教員退職者に在りては退職理由書を添付することを要す」¹⁵⁾ることとなつており、いずれにせよ、朝鮮で教員になる場合は教員免許状が必要であつた。すなわち、招聘教員として採用される、あるいは応募し得る者は、現職である与否とにかくならず、「内地」で教員として養成された者であつたといえる。「内地」において、小学校教員の養成を担つていたのはおもに師範学校であつたことから、招聘教員の大多数は「内地」の師範学校出身者であつたと考えられる。現在、確認することができる招聘教員の履歴書からは、彼らが朝鮮へ渡る前、「内地」の師範学校で養成され、「内地」の学校で教員として勤務していたことが窺える。例えば、阿南実直は、1906年3月に大分県師範学校第一部を卒業後、10年間にわたつて同県直入郡内の尋常高等小学校に勤務している。その後、1916年5月に朝鮮黄海道に渡り、初等学校教員となつてい¹⁶⁾る。大和義郎は、1918年3月、北海道庁札幌師範学校本科を卒業後、函館の尋常高等小学校に3年間勤務し、1921年6月から1924年3月まで、神奈川県鎌倉の尋常小学校で教員をしている。そ

表1 「内地」の師範学校を卒業した招聘教員（校長）数（地域別）とその出身校

	地域													計
	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平北	平南	江原	咸北	咸南	
北海道師範						1								1
青森師範	1													1
岩手師範										1			1	2
宮城師範	1		2		2	2			2		3			12
秋田師範		1									2			3
山形師範	2							1		1			1	5
福島師範												1		1
茨城師範	3			1					2		1			7
栃木師範	1	1	1						1		1			5
群馬師範	3		1	1	1		1	3			3			13
埼玉師範		1											1	2
千葉師範			1			1			1	1	1			5
青山師範	1			1							1			3
豊島師範						1								1
新潟師範									1					1
富山師範									3					3
石川師範	1													1
福井師範		1			1					1	1			4
山梨師範	1	1			1									3
長野師範	1			1					2	1			1	6
岐阜師範							1							1
静岡師範		1												1
浜松師範				1									1	2
愛知師範	1			1				1			2		1	6
岡崎師範	1													1
三重師範							1	1	1	1	1		1	6
滋賀師範		1				1					1			3
京都師範		1		1										2
大阪師範										1				1
御影師範									1	1				2
奈良師範												1		1
和歌山師範			1			1					1	1		4
鳥取師範	1	1			1		1					1	1	6
島根師範			1	1		4	1					1		8
岡山師範	3			1	2	2	1		1					10
広島師範	3	1	1	1	1	2	3	1	2	1		1		17
山口師範	1	1	2		4	3	3				1	1		16
徳島師範					4	1	1	1						7
香川師範	2	1	4		4	1	1	1		2			1	17

愛媛師範	1						3			1				5
高知師範	2	1	1				3							7
福岡師範	4	1	3	3	6	2		2	1					22
小倉師範							2						1	3
佐賀師範			1		1	3	3	1		2	6	1	1	19
長崎師範	3		2	1	4	1	4		1		1			17
熊本師範	3	3	3	1	1	1	1	1		1	2			17
大分師範	3	2	1	2	1								2	11
宮崎師範	2		2		1	1	1			4			1	12
鹿児島師範	1	2	1	2	1	2			1	1	1			12
計	46	21	28	19	36	33	28	13	20	20	29	8	14	315

註1) 経歴が明らかな招聘教員のうち、1932年時点で公立小学校または公立普通学校の校長であった者の数とその出身校。

註2) 京畿は京畿道，忠北は忠清北道，忠南は忠清南道，全北は全羅北道，全南は全羅南道，慶北は慶尚北道，慶南は慶尚南道，黄海は黄海道，平北は平安北道，平南は平安南道，江原は江原道，咸北は咸鏡北道，咸南は咸鏡南道を指す。

*「朝鮮教育大観」(1932年)で確認し得る各地方の「各学校細説」における「校長略歴」を参照。なお，計数は筆者が算出したもの。

して、1924年4月、朝鮮に渡り、平壤で初等学校教員となった¹⁷⁾。岡本徳松は、1906年7月、三重県師範学校を卒業後、15年間にわたり、三重県多気郡内で教員として勤めた。その後、1921年7月に朝鮮に渡り、咸鏡北道で初等学校教員となっている¹⁸⁾。針生宗伯は、1916年3月、栃木県師範学校本科を卒業後、1921年3月まで、同県内にて尋常高等小学校に勤めている。その後、神奈川県横浜府で教員となり、1923年4月から朝鮮の黄海道で初等学校教員となっている¹⁹⁾。さらに、『朝鮮教育大観』の「各学校細説」で確認することができる公立小学校・普通学校の「内地人」校長かつ招聘教員で、その経歴が明らかな者364名のうち、「内地」の師範学校を卒業している者は315名である²⁰⁾。この315名の赴任地域および卒業した師範学校を整理したものが表1である。

朝鮮で教員になるためにも教員免許状が必要であったため、招聘教員の多くが、師範学校→小学校教員→朝鮮の初等学校教員というルートを経ていることがわかる。また、招聘教員が卒業した「内地」の師範学校は、西日本、なかんずく九州に多い傾向はあるものの、西日本のみならず全国に分布しており、日本全土の師範学校卒業者が朝鮮へ渡っていたことが確認できる。

こうした「内地」からの教員の招聘に関しては、年度別あるいは地域別に招聘された教員の数を明らかにするなど、その実態をより詳細に解明していくことも重要な課題であるが、ここで強調しておきたいのは、招聘教員は「内地」(多くは「内地」の師範学校)で養成された者、すなわち「内地」生活者としての知見を有する者であったということであり、また、こうした教員が朝鮮に師範学校体制が整備された後も継続して招聘されていたということである。

3. 朝鮮で養成された「内地人」教員と招聘教員の特徴とその関係

前述したとおり、朝鮮で養成された「内地人」教員は、養成の段階から朝鮮語を学ぶことが重視され、卒業後に朝鮮人児童教育に携わった際、朝鮮語使用の「大きな効果」を「内地人」教員が実感している例もあった。また、「内地人」教員が朝鮮語を学ぶことが重視されていたことは、師範学校の修業年限延長理由からも窺い得る。当初、男子は普通科5年、演習科1年の計6年、女子は普通科4年、演習科1年の計5年とされた修業年限が、1933年の「朝鮮教育令中改正」により、演習科の修業年限が1年延長され、男子は普通科5年、演習科2年の計7年、女子は普通

科4年、演習科2年の計6年となったが、この「改正」が行なわれる事前に開かれた枢密院会議では、修業年限延長の理由について次のように述べられている。

初等学校ノ教員ヲ養成スルニハ国語ヲ常用スル者ニ対シテハ特ニ朝鮮語若ハ台湾語ヲ学習セシメ又国語ヲ常用セサル者ニ対シテハ特ニ国語ヲ修得セシムルノ要アルノミナラス其ノ他地域特殊ノ事情ニ考ヘ種々格別ナル訓練ヲ施スノ必要アリ之カ為ニハ現制ノ修業年限ヲ以テシテハ所期ノ効果ヲ挙クルコト甚タ困難ナルニ由リ（以下省略）²¹⁾

これによると、師範学校の修業年限延長は、「内地人」には朝鮮語を学ばせ、朝鮮人には国語すなわち日本語を修得させるため、そして、その他「種々格別ナル訓練ヲ施ス」ことをさらに強化するための施策であった。すなわち、朝鮮で養成された「内地人」教員は、養成の段階から朝鮮語学習および「地域特殊ノ事情」を考慮した訓練を施されるべき存在とされていたのである。こうした養成プロセスを経たという点においては朝鮮で養成された「内地人」教員が、朝鮮人児童を教育する者として好適な存在であったといえるが、彼／彼女らには、その経歴に起因した一種の問題点が存在した。それは、「内地人」でありながら、「内地」を知らない、あるいはその実情に疎いということである。総督府の初代学務局長を務めた関屋貞三郎（在任期間は1910.10.1～1919.8.20）が、朝鮮に住む「内地人」について、「内地を忘れ易いと云ふ恐れがある」²²⁾と述べたり、幣原坦が以下のような指摘をしているように、「内地」を知らず、その実情に疎い朝鮮在住「内地人」に対する批判や憂慮は、1910年代から存在している。

朝鮮生れの子供がますます多くなり、従つて内地を知らない者の増加することは免るべからざる勢である。内地に於ても、遠く隔つてゐる地方の者は、互に知らずして過ごしてゐるのであるから、在朝鮮の内地人が次第に内地に遠かるのも、如何ともすることが出来ない。……（中略）……金海の小学校に見る所の如く、初年級の児童には、却て国語を解し難い者さへ起つて来る勢であるから、内地を知らない位の問題に止らない。²³⁾

実際、在朝「内地人」の中には、朝鮮で生まれ育ち、「内地」に一度も行つた経験のない「内地人」もいた。朝鮮における師範学校では、将来の初等学校教員にせめて一度でも「内地」の土を踏ましめんと、修学旅行で「内地」を訪問する機会が設けられてはいたものの、それさえ時局の影響で中止された時期もあり、朝鮮で養成された「内地人」教員の中には一度も「内地」へ行かずに教壇に立った者もいた。

朝鮮在住「内地人」の「内地」離れが問題視されていた中、「内地」で養成され、「内地」生活者としての知見を有した招聘教員は、朝鮮で養成された「内地人」教員に比して「内地」の実情に明るく、この点においては植民地である朝鮮で重用される存在であったといえよう。さらに、戦時体制期にかけ、「朝鮮人を立派な皇国臣民に造り上げるには、日本精神を充分体得させなければならない」²⁴⁾ということが強調されるに伴い、「内地」生活者としての知見を有する招聘教員への期待が高まるのは必然であった。実際、朝鮮での「内地人」教員養成システムがすでに確立されていながらも、1942年の「教職員の共栄圏派遣に就いて」と題した論考には、「内地から優秀な教育者が進出する事が肝要」²⁵⁾であると主張されている。さらに、同年の「教育職員外国及外地派遣連絡協議会説明資料」にみられる「国民学校教員需給計画ノ内容」の以下の説明からは、「皇民化教育」の台頭に伴う招聘教員への期待の高揚を読み取ることができる。

国民学校制度ノ実施ニ伴フ皇国臣民教育ノ強化徹底ヲ期スルタメニハ内地ニ於テ教育ヲ受ケタル優秀ナル内地人教員ノ増加ヲ計ルノ要アルモノトス²⁶⁾

これによると、「内地ニ於テ教育ヲ受ケタル優秀ナル内地人教員」すなわち招聘教員の増員が必要とされており、その目的が、教員不足という窮状打開のためというよりも、初等学校における

「皇民化教育」の強化・徹底の嚮導役を確保するためという点にあったことがわかる。

前節でも述べたように、「内地」からの招聘教員が、初等学校の増加に伴う教員不足を補う役割を果たしていたことは明かである。しかし、以上のような状況を踏まえると、招聘教員は単に補填的な役割のみを果たしていた、あるいは期待されていたとはいえない。換言すると、「内地」から教員を招聘するのは、朝鮮で教員が不足していたからといった説明のみでは把握できない、より積極的な招聘理由が「皇民化教育」の強調に伴って生じてきたと考えられる。朝鮮で養成された「内地人」教員と「内地」からの招聘教員が混在したのは、初等学校の急激な増加に伴う教員不足を「内地」から教員を招聘することで補った結果であるという側面が強いことは否めない。ただし、1922年以降、師範学校体制の構築・拡充を経、最終的に16校の官立師範学校を擁しながらも、一定数の教員が「内地」から確保され続けた背景には、朝鮮で養成された教員を含む、朝鮮在住「内地人」の「内地」離れに対する批判と、「皇民化教育」の強化・徹底のために「優秀な教育者」が「内地」から渡って来てほしいという招聘教員への期待があったことを見落とすことができない。

しかし一方では、「内地」からの招聘教員も、問題点ともいうべき特徴が1910年代から指摘されている。関屋貞三郎は、招聘教員に関して、次のように言及している。

其の（同化政策の一山下註）趣旨が教育者などにも十分に徹底しなかつた恐がないでもない。殊に内地より転任して来た許りの教員で総督府主催の講習（教員は総督府に於て養成するを本則とするも、尚ほ多数内地より転ずるものあるから、これ等には三ヶ月間朝鮮語を主とし、朝鮮教育に必要な教育の方針、法規、朝鮮事情、教科書取扱等を講習せしめる）を受けないもの等には、内地同様の考でやつたものもないではない。今後十分の注意を要すること覚悟してゐる。²⁷⁾

前項で述べたように、「内地」からの招聘教員は、「内地」において養成されており、朝鮮で教員となることを前提としていたわけではなかった。すなわち、招聘教員は、朝鮮に関する知識や、総督府による教育政策の趣旨を理解せしめる「講習」を受けなければ、朝鮮における教員としては不適任であった。そこで、招聘教員には「内地から来たままでは教鞭を取らしめず、朝鮮の事情に関する相当の講習を施して、職務を執らしめること」²⁸⁾となっていた。また、この時すでに制定されていた「教員心得」（1916年制定）が、「日常教員の服膺すべき必須の事項を要約掲記せるもの」²⁹⁾であると同時に、「新に内地より就任せる教員をして徒に内地の形式に拘束せらるること無く時と所とに適合せる教育を行はしめんがため」³⁰⁾のものでもあったということからも、招聘教員の任用には総督府も注意を払っていたことが明かである。

また、京城法学専門学校教授江口巳與吉の以下の発言からは、朝鮮の植民地化から約30年の歳月を経た時期においても、招聘教員の朝鮮に関する認識が不十分であったことが窺える。

内地人は先に述べた理想主義的な観念を以て朝鮮にわたる。然し暫く是処に暮すと朝鮮について如何に知らなかつたかを悟り驚く。そして内地に住む内地人が朝鮮につき、否朝鮮人につき如何に正しい認識を持たないかを知る。³¹⁾

さらに、1941年4月、朝鮮総督府学務局学務課は「内地」から新たに朝鮮へ渡る「内地人」教員に対して『朝鮮に赴任する国民学校教員の為に』を発行している。「朝鮮神宮」や「皇国臣民誓詞之柱」の口絵に続き、「朝鮮とは何んな所か、内地の人は漠然とは解つて居ても、さて朝鮮とは何んな所か、となると明確な認識を持たない人がかなり多い様である」³²⁾という一文から始まる同書の構成は表2のとおりである。

表2 『朝鮮に赴任する国民学校教員の為に』の内容構成

一、朝鮮の概観	二、朝鮮の教育
(イ) 気候	(イ) 朝鮮教育の特色
(ロ) 人口	(ロ) 朝鮮教育の沿革
(ハ) 行政	(ハ) 朝鮮の教育行政機関
(ニ) 交通・通信	(二) 朝鮮教育の現況
(ホ) 産業	(1) 普通教育
(ヘ) 通貨と税関及要塞地帯	附、国民学校教員の身分及資格
(ト) 治安状況	(2) 実業教育
	(3) 専門教育
	(4) 大学教育
	(5) 師範教育
	(6) 各種学校
	(ホ) 学校経営主体
	(1) 国
	(2) 道
	(3) 府
	(4) 学校費
	(5) 学校組合
	(6) 私人
	(ヘ) 朝鮮に於ける教育者の覚悟

* 朝鮮総督府学務局学務課「朝鮮に赴任する国民学校教員の為に」1941年、目次より作成。

これは、「内地」からの招聘教員に、朝鮮、なかんずく朝鮮の教育事情に関する知識や「正しい」認識を教示し、彼／彼女らを総督府の要求に適う朝鮮の教員として順応させるためのひとつの手段であったといえる。

「内地」生活者としての知見を有し、「内地」の実情に明るいという一種の利点を有した招聘教員は、朝鮮人児童に対してのみならず、朝鮮人教員、そして朝鮮で養成された「内地人」教員に対しても「内地」の象徴的存在となり得る人材であったが、総督府の教育方針や理念、あるいは朝鮮、朝鮮人に関する認識が不十分であったため、その任用には十分な注意を払わなければならなかったのである。こうした招聘教員の特徴は、養成の段階においてすでに朝鮮で教員となることを前提とし、総督府の教育理念や朝鮮に関する「正しい認識」を体得し得る環境下で養成された「内地人」教員とは明らかに異質である。

以上のように、朝鮮で養成された「内地人」教員と「内地」からの招聘教員には、養成過程の相違に起因した「利点」や受ける批判に違いがあり、それらの内容を見ると明らかなように、両者の特徴は一種の補完関係にあったといえる。ただし、これはあくまで特徴上の関係であり、実際は教員の招聘困難化³³⁾によって、「内地人」教員の確保が総督府の思惑どおりに行なわれたとはいえず、両者が実際の教育活動の中で相互に補完し合っていたとはいえない。

両者の特徴は、植民地期を通じて以上のような関係にあったといえるが、その関係は、朝鮮に定住する「内地人」が増加するに伴って「内地」を知らない「内地人」が増すとともに、朝鮮人に「日本精神を充分体得させなければならない」ということが強調される戦時体制期にかけて、より顕在化したのである。

おわりに

本稿では、朝鮮において養成された「内地人」教員と、「内地」からの招聘教員それぞれの特徴と関係を明らかにすることにより、植民地朝鮮における「内地人」教員の多様性の一端を窺うことができた。

まず、朝鮮で養成された「内地人」教員と招聘教員の養成プロセスについて検討した。朝鮮で養成された「内地人」教員は、当初、朝鮮総督府中学校附属臨時小学校教員養成所と京城高等普通学校附設臨時教員養成所第二部において養成され、1922年以降は順次設立された師範学校において、不均衡な「内鮮共学」のもとで養成された。一方、招聘教員は、「内地」（多くは「内地」の師範学校）で養成されており、「内地」生活者としての知見を有する者であった。

このように、朝鮮で養成された「内地人」教員と招聘教員は異質な養成プロセスを経ており、その特徴も異にしていた。朝鮮における「内地人」教員の養成は、朝鮮語を学んだり、総督府編纂の教科書を使用するなど、朝鮮で教員となることを前提としたものであり、朝鮮の教育に携わる者としての資質や覚悟、また、総督府の教育理念や方針の体得が図られたといえる。この点において朝鮮で養成された「内地人」教員は、総督府にとって朝鮮人児童の教育を担わせるのに好適な存在であったといえるが、同時に彼／彼女らは、「内地人」でありながら「内地」の実情に疎いといったネガティブな評価を受けることもあった。一方、朝鮮の教員不足を補っていた招聘教員は「内地」で養成され、受けた教員養成教育は朝鮮で教員となることを前提としたものではなかった。「内地」生活者であり、「内地」の師範学校で教員として養成された招聘教員に対し、朝鮮教育の方針理解や朝鮮に関する認識が不十分であるといった批判がなされたのも、こうした養成段階の特徴を明らかにすることで理解できる。しかし、「皇民化教育」の強調に伴い、「内地」生活者としての知見を有した招聘教員の存在が重要視され、その増員が説かれていたことから、招聘教員は植民地期を通じて単に不足分を補うといった補填的役割を果たしていた、あるいは期待されていただけではなかったと考えられる。こうした招聘教員の存在意義については、今後さらに検討する余地がある。

以上のことから、次のような「内地人」教員内部の構造が浮き彫りになる。それは、朝鮮で養成された「内地人」教員の「内地」離れが憂慮される中、招聘教員は「内地」生活者としての知見を有しており、招聘教員に欠如していると批判されたものは、朝鮮で養成された「内地人」教員が養成段階で体得した、あるいは体得すべきものであったという構造である。このように朝鮮で養成された「内地人」教員と招聘教員は、「内地人」教員という同じ範疇に属しながらも対照的な特徴を有しており、それぞれに対する批判や期待、処遇の内容が異なっていたことは、まさに彼／彼女らを「内地人」教員と概括することでは捉え得ない植民地教育の担い手の実態である。

さらに植民地朝鮮における「内地人」教員の多様性を解明していくにあたっては、朝鮮の師範学校の頂点にあった京城師範学校卒業者とその他の師範学校卒業者、在朝一世と二世、あるいは三世、性別、そして、師範学校卒業者か検定試験合格者かといった「内地人」教員内部での相違に着目した分析を行っていくことが必要であり、今後の課題であることを付言しておきたい。

註

- 1) 普通学校の校長に関しては、古川昭「公立普通学校の朝鮮人校長登用問題」(『アジア教育史研究』, 第5号, アジア教育史学会, 1996年, 28-39頁)がある。古川によれば、朝鮮人教員は、「ひたすら寝食を忘れて皇民化教育に打ち込み、日本人訓導にまさる忠誠心を顕示して評価

をえなければ、到底校長の地位を手にはできなかった」という。

- 2) 稲葉継雄『旧韓国～朝鮮の日本人教員』（九州大学出版会、2001年）は、旧韓国・朝鮮における日本人教員、なかんずく日本（「内地」）から朝鮮に渡った教員の出身県や出身校を丹念に追い、旧韓国・朝鮮で教員となった際に地縁や同窓の繋がりによる人事連携が行なわれたこと等、出自に基づいた日本人教員の特色が見出されている。磯田一雄「日本の植民地教育における教師と子ども」（『コミュニケーション紀要』、第11輯、成城大学、1997年、27-61頁）は、聞き取り調査によって得られた証言を用いながら、「植民地における師弟関係」（28頁）を取り上げた論考である。また、講習会や試験制度、師範教育機関における朝鮮語の授業等、日本人教員に対する朝鮮語奨励政策の変遷、実態について検討したものに、山田寛人の『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策 朝鮮語を学んだ日本人』（不二出版、2004年）がある。教員の招聘に関しては、本間千景が「韓国「併合」前後の普通学校日本人教員聘用」（『朝鮮史研究会論文集』、第43集、朝鮮史研究会、2005年、149-182頁）において、「併合」前後の日本人教員の招聘について、その手続きおよび待遇を法的側面から整理している。
- 3) 『官立京城師範学校一覧』、1943年度版、30-32頁。
- 4) 『大邱師範尋常科誌』、大邱師範尋常科同門会、1991年、136頁（ハングル文献）。
- 5) 朝鮮総督府学務局学務課『朝鮮教育の概観』、1939年、21頁。
- 6) 「師範学校規程」第13条、1938年。
- 7) 『京城師範学校史 大愛至醇』、醇和会、1987年、307頁。
- 8) 「師範学校規程」第70条、1922年。
- 9) 同上。
- 10) 朝鮮総督府『師範学校修身書 卷二』、1926年、104頁。
- 11) 西村緑也編『朝鮮教育大観』、第四編「教育行政」、朝鮮教育大観社、1932年、10-11頁。
- 12) 朝鮮総督府『施政三十年史』、1940年、798頁。
- 13) 朝鮮総督府「朝鮮に於ける小学校教員の募集」『帝国教育』、第745号、帝国教育会、1940年11月、76頁。
- 14) 「外国及外地ニ於ケル国民学校教員、青年学校教員及中等学校教員ノ昭和十八年度以降五箇年間ノ内地ヘノ要求見込数調」（拓務省「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 外地派遣教員割当関係」（1942年）、外務省茗荷谷研修所旧蔵記録『戦中期植民地行政史料 教育・文化・宗教篇』ゆまに書房、2003年）によると、1947年度までの招聘計画が具体的に立てられていたことがわかる。
- 15) 前掲「朝鮮に於ける小学校教員の募集」、76-77頁。
- 16) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B04011551600、在外日本人学校教育関係雑件／退職賜金、恩給関係、第2巻、5、阿南実直（外務省外交史料館）、1930年。
- 17) JACAR：A04018304200、公文雑纂・1934年・第37巻・判任官俸給制限外支給二、（国立公文書館）。
- 18) JACAR：B040118215001、在外日本人各学校関係雑件／在満ノ部／間島国民学校2．教職員任免関係（8）岡本徳松（外務省外交史料館）、1935年。
- 19) JACAR：A04018502000、公文雑纂・1938年・第48巻・初任判任官俸給制限外支給三、（国立公文書館）。
- 20) 「各学校細説」の「校長略歴」欄には、出身地あるいは朝鮮渡航時期のみが記され、師範学校を卒業しているか否かの判断をし得ない者も多数いるため、少なくとも315名が「内地」の師

I 研究論文

範学校を卒業しているということであり、実際はそれ以上の者が師範学校を卒業していたと考えられる。また、招聘教員で経歴が明らかな者のうち、師範学校を卒業していない者には、検定試験で教員の資格を取得したものや、農業学校を卒業した者が多い。

- 21) JACAR: Ref.A03033418300, 枢密院審査報告・1933年・朝鮮教育令中改正ノ件外一件, (国立公文書館)。
- 22) 関屋貞三郎「朝鮮に於ける内地人教育に就いて」『朝鮮及満洲』, 第56号, 朝鮮及満洲社, 1912年8月, 40頁。
- 23) 幣原坦『朝鮮教育論』, 六盟館, 1919年, 304-305頁。
- 24) 前掲『朝鮮教育の概観』, 9頁。
- 25) 清水虎雄「教職員の共栄圏派遣に就いて」『帝国教育』, 第761号, 1942年3月, 23頁。
- 26) 朝鮮総督府「教育職員外国及外地派遣連絡協議会説明資料」, 拓務省「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 外地派遣教員割当関係」1942年, 前掲『戦中期植民地行政史料 教育・文化・宗教篇』。
- 27) 関屋貞三郎「朝鮮人教育に就きて」『帝国教育』, 第444号, 1919年7月, 57頁。
- 28) 幣原坦, 前掲書, 246頁。
- 29) 宇佐美勝夫「教員心得に就て」『朝鮮彙報』, 1916年, 15頁。
- 30) 同上。
- 31) 江口巳與吉「若き教師の朝鮮人生徒に語る言葉」『朝鮮』第273号, 1938年2月, 125頁。
- 32) 朝鮮総督府学務局学務課『朝鮮に赴任する国民学校教員の為に』1941年4月, 1頁。
- 33) 殊に太平洋戦争期には教員の招聘困難化が深刻だったと考えられる。例えば, 1941年度, 朝鮮から「内地」に要求された初等学校教員数は1,131名であったのに対し, 実際に配当されたのは463名(「昭和十六年度外地派遣教員調」, 拓務省「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 外地派遣教員割当関係」1942年, 前掲『戦中期植民地行政史料 教育・文化・宗教篇』), 1942年度は要求数2,448名に対し, 配当数516名(見込)(「昭和十七年度外地派遣国民学校教員配当予定表」, 拓務省「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 外地派遣教員割当関係」1942年, 前掲『戦中期植民地行政史料 教育・文化・宗教篇』), 1943年度は要求数1,000名に対し, 配当数100名(見込)であった(「昭和十八年度国民学校及中等学校教員配当調」, 拓務省「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 外地派遣教員割当関係」1942年, 前掲『戦中期植民地行政史料 教育・文化・宗教篇』)。

Diversity among “Mainlander” (Japanese) Teachers in Colonial Korea : Characteristics and Relations of Teachers Invited from Japan and Teachers Trained in Korea

YAMASHITA Tatsuya (Postgraduate Student, Kyushu University)

This paper intends to clarify diversity amongst “Mainlander” (Japanese) teachers in colonial Korea.

“Mainlander” (Japanese) teachers were a central presence in elementary schools in colonial Korea that cannot be overlooked when discussing Japanese colonial education policies. Conventional literature on the subject has heretofore clarified such matters as teachers’ hometown, transfers, instructional activities, and the like. Results of such studies are keys to clarifying the reality of “Mainlander” teachers. However, understanding of “Mainlanders” who became teachers in colonial Korea should not be limited to only one category, and I problematize this point. Among “Mainlander” teachers in Korea, a variety of people coexisted who can be differentiated by length of stay/career in Korea, presence or lack of experience spent in “the Mainland” (Japan) and gender. The historical reality, therefore, cannot be determined if all teachers in colonial Korea are simply labeled “Mainlander” teachers. Although it goes without saying that we should not overlook the fact that “Mainlanders” as settlers possessed specific positions and roles, at the same time, it is necessary to recognize their internal diversity. Following this outlook, this paper differentiates so-called “Mainlander” teachers by examining the characteristics and relations of “Mainlander” teachers invited from “the Mainland” versus “Mainlander” teachers trained in Korea.

First, I pay attention to the teacher-training phase of each, because it is clear that these groups passed through a different process of training.

Second, I examine the characteristics and relations of both through document analysis, looking specifically at the times when these individuals became teachers, understandings about educational ideas and policies of the Governor-General’s office, knowledge about Korea, and grasp of “the Mainland” were different for each group of teachers. In particular, I argue that these differences originated in differences in the teacher-training process found in Japan and colonial Korea.

In addition, I argue that when “*Kominka* Education” became strongly entrenched, a difference in the characteristics of each type of teacher becomes evident. In addition, I reexamine the implications of the existence of invited teachers from Japan, whose presence had previously been understood as necessary in order to make up for the lack of teachers in colonial Korea.